

### 第34回京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（平成27年度 第5回）

日時 平成28年3月24日（木）

9時30分

場所 京都ガーデンパレス「祇園」

#### ○座長

皆さん、おはようございます。次第にありますように、きょうの主な議事は、一つは、28年度の実施方針について。もう一つは、既に実施されている事業のうち、研修を除くものについてです。

それでは、よろしく申し上げます。

#### 議 事

##### （1）京都府人権教育・啓発推進計画（第2次） 平成28年度実施方針について

#### ○事務局

それでは、資料1「平成28年度実施方針」について説明します。

実施方針につきましては、推進計画で示した施策の方向に沿って、当該年度、つまり28年度に、具体的な事業を推進する際に踏まえるべき「取組方針」として策定しています。

主な部分について説明します。1ページ、第1の「策定の趣旨」につきましては、昨年度と比べて記載を簡素化しています。説明は省略します。

1ページの第2「平成27年度における人権をめぐる状況」についてです。

国内の法律の制定状況として、女性活躍推進法の成立などについて記載しています。

また、国内の人権をめぐる状況として、ヘイトスピーチを行ったとされる者に、平成27年12月に法務省が初めて勧告を出したことでとか、LGBTの人権に対する認識が広がりつつあり、文部科学省から児童生徒へのきめ細かな対応に関する通知が出されたことについても触れています。

また、京都府の取組としては、新しい第2次推進計画を策定したことはもちろんですが、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」などの施行や、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づく施策の開始、それから、2ページのほうになりますけども、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」の開設などについて、記載しています。

さらに、府民等への啓発の取組ですが、平成27年がちょうど同和対策審議会答申が出されてから50年という節目の年ということで、それを踏まえて、人権週間に、一人一人の尊厳と人権が尊重されるためには、人と人が互いにつながり支え合うきずなの大切さについて訴えかける知事のメッセージを出したということについて、記載しています。

それから、2ページの第3「平成28年度実施方針」です。昨年度ありました「重点事項」については、推進計画第3、第4章各項目ごとの取組方向ということで、今年度、記載しています。

2ページのところでは、下のほうに記載していますけれども、差別を助長・拡散するヘイトスピーチを許さないということに焦点を当てた啓発の実施や、あるいは、行政や学校等教育関係に加え、企業等で実施される人権研修や啓発への支援なども視野に入れまして、府民が人権問題に

直面した際に、身近に相談でき、適切なサービスを受けられるように、相談機関相互の連携・充実を図っていくという認識のもと、各重点事項の取組を推進します。

次に、3ページの「1 各人権問題に係る取組」以降につきましては、第2次推進計画から取組の方向のエッセンスを抜粋する形で記載しています。

内容的には、第2次推進計画を策定したばかりということで、基本的には第2次推進計画と同じとなっていて、「犯罪被害者等」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」といった新しい項目を始め、内容的には、第2次推進計画の概要版の冊子をベースに、現状認識のところを省きまして、各項目ごとの取組方向を記載しています。

概要版の内容からつけ加えたところを説明しますと、3ページの一番下の「障害のある人」のところに、「障害者差別解消法が施行されることも踏まえ」ということをつけ加えています。

また、4ページの下から2つ目の丸の「さまざまな人権問題」。その2つ目のポツに、性同一性障害とか性的指向の関係で、「文部科学省通知を踏まえた児童生徒に対するきめ細かな対応の実施」という文言を加えています。

次に、5ページの「2 人権教育・啓発に係る取組」という項目につきましても、基本的には、第2次推進計画の概要版と同じ内容となっています。

例えば、「(2) 学校」のところに、「まなび・生活アドバイザー」等との協働や、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、体罰根絶などを記載していたり、あるいは、7ページの上のほう「(6) 公務員」のところでは、府職員に対する本計画の周知・徹底について記載しています。

また、7ページが一番下ですが、第2次推進計画で新たに設けました「相談機関相互の連携・充実」について記載しています。

非常に大ざっぱな説明ですが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

## ○座長

ありがとうございます。

全般にわたる説明をいただきましたが、もし委員のほうで何かコメント、あるいは、質問がありましたら、議論をお願いしたいと思います。

## ○委員

せっかくなので、第2次推進計画のところの2ページの下のほうに、人権研修を受ける機会の少なかった人を含めた啓発の推進という表現なんですが、これはどういう人たちを指しているのかということが質問です。また、企業のことを言われたと思うんですが、非正規労働者が3割から4割になっていて、20代前半だけを見ると半分近くの方が非正規です。20代の方はいずれ正規になるということで、少しはいいと思うんですけども、非正規労働者がとてもふえているという現状の中で、その方たちは企業研修も受けないわけですし、もちろん、地域社会の中で根を張って生きるという状態では余りないから、いろんな地域での研修も受けられないわけです。人権研修を受ける機会の少なかった人ということで、どこをターゲットにしているかということなんですが、ちょっと気になったのは、そういう流動化していったどこにも属さないような方々が、これからますますふえていく社会だと思うんです。その中で、一番そういう人たちが情報を得ている、あるいは、ある意味、バーチャルですけど、つながっているというふうに考えているのが、インターネットの中の社会であって、自分の子もそういうところに結構コンタクトしているので、ちょっとよくわかるんですけども、インターネットでやってはいけないということの対策

ではなくて、どう利用するかという対策を打たないとまずいとずっと思っているんです。ただ、私自身がインターネットに詳しいわけではないので、インターネットに非常に詳しい人に知恵を拝借していくということの本気で考えないと、まずいんじゃないかというふうに思っています。そこら辺で、若い世代がたまたま目の前にいるので、どんなふうに思っているかなということも含めて、ちょっと議論をしたいなというふうに思います。

#### ○座長

ありがとうございます。

せっかく若い人がいらっしゃると言っておられるので、どうぞ、ご遠慮なく。

#### ○委員

確かに、非正規の方に対するところでは言われたかと思えますけれども、会社でこういった研修があったとしても、やはり社員が対象であって、アルバイト、非常勤の方というのはその中の対象から漏れてしまっていて、結局、そういった研修を受ける機会がないのかなというのは、すごく日々、実感するところです。正規社員じゃない方への啓発の方向というのは、今、本当に正規社員が減ってきているので、そういったところに訴求していく必要があるというのはすごく同感します。と同時に、社員の研修があったとしても、すごく、させられている感と言いますか、話を聞いて、それで終わりというところになってきてしまっているのも、もう少し具体的にどうか、うまく説明ができないんですけれども、例えば、今もされているとは思いますが、もう少し非正規の方等を含めたワークショップであったりとか、そういったものを実施していくといいのかなという印象を持っています。

以上です。

#### ○座長

ありがとうございました。

社会のあり方、あるいは、企業と個人、とりわけ従業員の関係が、日常において変化していくのはやむを得ないにしても、広い意味での人権教育はもう子供がお母さんの胎内にいるころから始まっているわけで、生まれれば親との関係、きょうだいとの関係、成長すれば友人との関係、さらに学校へ行けば学校での先生、あるいは他の生徒との関係、つまり、生涯教育という観点で見ると、人権教育は実は一生続くもので、その中で特に正規の社員と非正規社員の違いが広がるということは、広い意味の人権教育を受けない人の絶対数がふえるという、そういう問題があるわけですね。そうすると、人権教育をより効果的にするために、どういう従来にないような手法が考えられるかと。とりわけ、それを受ける機会の少ない方に対して、どういうアプローチをするか。これはやっぱり行政のほうで考えるべき大きな問題だろうと思います。

それと、これは難しいんですけど、人権教育の中身、あり方に触れられましたけれども、一方的に聞いたらそれで終わりということじゃなくて、なるだけ具体的、特定の問題を取り上げて、しかもそれは我々が通常、経験するような問題においてきて、それと広い意味の人権教育とのつながりを考える必要があるんじゃないかと、そういうご指摘だったんじゃないかと思えます。

ほかの委員もどうぞご遠慮なく。

#### ○委員

行政は何を意図して、具体的に進めようとされているのでしょうか。

#### ○座長

ご質問で、人権教育を受ける機会のない人、少ない人ということで、京都府としては何を意図されたのかというのはありますか。

#### ○事務局

まず、人権教育を受ける機会の少ない方につきまして、これはなかなか分析が難しいところがあるんですけども、学校とか、行政関係の部分については、まだまだ十分でない部分があるかもしれませんが、一定、届いている部分があるというふうに思っています。

指摘いただきましたように、企業の方、特に中小企業とか、小さいところの企業の社員の方とか、非正規の方も含めてですけども、そういった方にはなかなか届きにくいのかなということは実感しています。

それで、これは世人研のほうの動きも聞いたんですけども、世界人権問題研究センターのほうでも、企業のほうの研究を進めていかれるという話を耳にしています。そういったことと連携しながら、例えば、委員が言われたように、インターネットを有効に活用していく。例えば、ポータルサイトみたいなものをもっと整理して、研修情報を届けていくというようなことを、28年度は考えてみたいと思っています。そのことについて、詳しくは、また資料の2の24ページあたりで説明させていただくことも考えていました。インターネットについては、いろんな方がいろんな方法で利用されるので、使い方が確かに難しく、十分な留意は必要というふうに思っていますけれども、ポータルサイトとか、今までと違う形で届けやすくしていくということ、届きにくい方へ届けていくということは意識していきたいと思っています。

#### ○座長

ありがとうございます。

発言、質問されたい委員の方、さらにお聞きになりたいことがあれば、あるいは意見があればお願いしたいと思います。

#### ○委員

亀岡とかでは、従業員規模が、30人ぐらいだったか、50人だったか、従業員規模がこれぐらいの規模のところでは、ぜひ企業研修をやってくださいというふうをお願いしているという話を聞いたんです。規模の問題ですね。それはそれなんですけど、大企業や大学などの中でも、派遣とか非正規の方がすごくふえているんですね。そういう方が、例えば研修を受けることに対しては賃金が支払われないと。そのため、強制的に来ていただくわけにはいかないみたいなことで、研修参加ができないわけですし、何かどうしたものかなと思っているんです。京都府の場合は、非常勤の方も研修にいらっしゃるというふうに聞いているので、公務員を中心に、非常勤の方でも、労働時間単位を補償して、非常勤の方も積極的に受けてくださいというふうに、それぞれの市町にも声をかけていくということが、一つは突破口になるかなと思っているんですけど、そういう一つずつ工夫しながらやっていただけたらなというふうに思っています。

#### ○座長

ありがとうございました。

ほかの委員の方もご遠慮なく、ご質問、コメントしていただいて結構です。

### ○委員

まず、私も委員で外へ出てるんですけど、中では、なかなか人権教育ということを受ける機会はない。看護教育のところではあっても、その後、現場では研修というのはなかなかなくて、しかも、看護師だと、その人命尊重とかそういうことを中心に日々の仕事はやっているけど、事務職の人たちはそれを学んでいるかといったら、そうではないという現場の状況になっています。そして、自分の今までの生きてきた経験の中でも、子供が学校へ行き出すときに、PTAでそういう教育を受けるぐらいで、しかし、皆さん敬遠していて、しっかり伝えたいところに伝わらないということも実感しています。そういうことが本当に伝えたいところに伝わらないということ、日々の生活の中で、必要なのに、そのことが認識されてないというのは確かにあるように感じています。

### ○座長

これは、府の関係部局の方はどうでしょうか。

### ○委員

何年かここにかかわらせてもらっていますが、こういう企画とか計画、普遍的なものというのがあって、新しいものはふえていくわけです。広がっていくから。世界に、どんどん、どんどん。人権の問題も、確かにこれだけの項目があって、多分、ひょっとしたらこれ以上の項目もあるかもしれないし、そして、そこにかかわる人は特別な人じゃなくて、みんななんですよ。

でも、相変わらず、虐待は減らないし、若いお母さんたちは閉塞感もある。こうした企画とか計画がどう現実化されるのかというのは、絶えず私は問題意識があるんです。ここに座らせてもらっていて。ちゃんとしたものができているし、感染症のこともちゃんと書いてくださっているし、こここのところずっと、ハンセン病の問題を新聞各紙で取り上げてくれるようになっていきます。多分、それを訴える機関というものがあつたからかなと思う部分もあるんですけども。

何というか、いつもちょっと、のべっとした感じの対応になってしまって、できれば、何とか月間といいますか、この月はこれを集中的にやりましょうみたいなことを、行政指導でぐっと引っ張ってもらえるといいのではないかな。委員が言われるのも、浸透の仕方に何か懐疑的なところがあって、どう実働させるかというところに、10年たっても、まだ一步踏み出せてないかなと思います。

そこで、委員が言われたインターネットというツールを使って、何かアプローチできないか。若い人だけじゃなくて、ある程度、中高年層でもインターネットを使う方はふえていますし、家にはなくてもスマホは持っているみたいな人もふえてきているわけですから、その辺のところをもうちょっと一歩進んで実働させることを、どう計画立案していくかということに入り込んでほしいなということを伝えたかったのではないかなと思います。

### ○委員

ありがとうございました。

## ○委員

多分、性被害のワンストップ相談センターのほうも、センターをつくりました、今、レスキューを求めている方がおられます、でも、対応はものすごく難しいんですよ。個別の問題があつて、ものすごく難しいんです。女性だけではなくて男性の問題もありますし、対応する人間のマンパワーの問題もありますし、でも、それはこの大きな人権という中ではちょっと小さいことなんです。でも、そこのところを何か、春はこれ、夏はこれとか、的を絞って、ぐっと掘り下げることによって、掘り下げたところから一つ広がり、掘り下げたところから一つ広がっていくんではないかなという感じを私も持っているので、委員のおっしゃる意味がちょっとよくわかった感じもするんです。これは感想なんで、提案ではないんですけども。

## ○座長

ありがとうございます。

難しいですよ。人権と一口に言うけれども、これはもう行政のあらゆる分野にかかわるので、それぞれの分野でもう少し具体的、直接的に、こういう問題はこういうふうに考えたら、あるいは、こういうふうに取り組んだらということを、行政指導じゃないけど、少なくとも、提案のような形で説明していく必要はあるんじゃないかと思います。行政の各分野で、自分の分野ではこういう問題をこういうふうに扱っているという例がありましたら。

## ○事務局

教育委員会ですけども、今のお話のとおり、人権問題はさまざま、同和問題から子どもの問題まで幅広くありますので、教員研修で全てやるというのは年間6時間か7時間程度しかしていないので、時間的には難しいです。ただ、教育委員会としましては、個別の人権問題、今であれば、いじめや体罰、子どもの非行というのが大きな問題にありますので、もうそこは必ずしてくださいという形で、お願いしています。その他については、やっぱり地域によって違いますので、例えば、外国人の方が多い学校では外国人の人権問題をやりますし、同和地域を抱えているところであれば同和問題をやりますし、いろんな形で、その地域の実態も踏まえながらやらせていただくんですけども、今、委員の言っておられた、全てが網羅できているかということ、到底そんなことはできていないのが実情です。

## ○委員

網羅的にしてほしいわけではなくて。

## ○事務局

個別の焦点化したものが今進んでいっているというのは、そこから人を大切にするということ等いろんな視点を持っていただくという形で、研修をやっているのが実情です。

## ○委員

職員研修だけですよね、もちろん。職員をとおして。

## ○事務局

子どものほうは、年間2時間ずつ、6時間から8時間やっています。例えば、小学校1年から6年まで、中学校であれば1年から3年まで、学年で系統的に見まして、この学年ではどういう人権問題をやるかということで、教科とも合わせながら、子どもたちには人権研修をやらせていただいています。一番今大きいのは、やっぱりいじめ問題等というのは、子どもたちにも理解させることが必要なので、どうしても焦点化することが多いです。

### ○座長

ありがとうございます。

ほかの部局も、自分らにかかわる問題として、こういうふうに行っているという例がありましたら、お教えいただきたいと思います。

### ○事務局

人権啓発推進室は、やっぱり普遍的なものを、全部局にわたるような部分を大切にしながら、最近特に意識をしているんですけども、それぞれ各分野の個別課題と連携をさせていくことが重要だというふうに思っています。委員が言われたように、何々週間というようなことを契機にしてやっていくということは特に意識をしております。ただ、何々週間というのはものすごい数ありまして、毎月、毎週ぐらいたくさんあるのが実情です。ただ、それはやっぱりそれぞれ大切な機会ですので、それを利用して、できるだけ普遍的な部分と個別課題をミックスさせながら、うまく実感として伝わるようにやっていくことが重要と思っています。さまざまなチャレンジを試みているんですけども、これは人権に限らず、行政の全般の悩みなんですけど、本当に伝えたい必要のある人に、なかなかうまく伝わらない。これは委員の先生方の意見を聞きながら、さらに工夫をしていきたいというふうに思っています。

### ○座長

ありがとうございます。

ほかに、ありますか。

### ○委員

例えば、地域で消火訓練だとか、そういう取組をやっていますよね。それと、スポーツ振興だとか体振とか、何か地域の回覧板でやってくるようなところで、もうちょっと消火訓練だとか、そういう訓練なんかのときに、「なぜこれを行ったのか」というところが、やっぱり人命尊重であるとか、何かそういうものを微妙にリンクさせて伝える。今、ある地域の中でも、結構、そういうものが常にありますよね。地域、町内会で。ああいうような活動の中に、人権尊重だということを伝えるとかいう意図を絡ませることはできないかなと、ひらめきで済みませんが。

### ○座長

今までももちろん、心がけておられるものであろうとは思いますが、より具体的に、人権全般とのつながりがわかるような努力をしていただけたらというふうに思います。

ちょっと全般の、特に次の項目では、各部局、部局がそれなりに用意されていると思いますので、とりあえず、第1部の議題については、この辺で一旦切り上げます。

会議が続いている限り、後で思いつかれたら、もちろん追加発言はしていただいて結構です。

それでは、議題2のほうの説明をお願いします。

## 議 事

### (2) 人権教育・啓発事業〔人権問題全般（研修事業以外の事業）〕について

#### ○事務局

それでは、資料2に基づきまして、人権啓発推進室から説明します。

#### ○委員

これは26年度なんですか。

#### ○事務局

結果の方は26年度です。

#### ○委員

ことしのじゃないんですね。昨年度。

#### ○事務局

1年ずれているんですが、こういうやり方で来ています。

#### ○委員

1年ずれてしまってるんですね。間違いとかと思って見ていたんですけど。

#### ○事務局

それでは、資料2の13ページをお願いします。「京都ヒューマンフェスタ2014」、26年度の結果です。この事業は、幅広い府民が人権について学ぶ機会となる、親しみやすい総合イベントということで、26年度は11月3日に京都テルサで実施しています。それで、人権にかかわるNPO法人の皆さんとワークショップを重ねることによりまして、「本のひろば」というような共同企画も初めてこの年に実施しています。また、福島の中学生と京都の中学生との合同の歌の披露などを通して、京都と福島のつながりを深めることもできています。28年度につきましては、14ページ、その下のところなんですけども、同じく28年度、来年度は11月に京都テルサで実施したいということで、今のところ考えています。

続きまして、15ページをお願いします。人権イメージソング活用事業です。これは、世界人権宣言65周年記念事業として創作されました「世界がひとつの家族のように」という人権イメージソングを広める事業です。大学生を中心とした「世界がひとつの家族のように・広め隊」、通称「広め隊」ということで、その活動とか、市町村の人権啓発イベントに、「広め隊」の活動プラス、人権の映画の上映とか、そういうものも含め合わせたユニット派遣をする事業をやりまして、新しい形の啓発事業として根づいてきているところです。また、「広め隊」の若者自身の人権意識の向上にもつながっているというふうに考えています。この事業につきましては、28年度、16ページに記載していますけども、より幅広い層に人権の大切さを知っていただく活動を展開していますが、幼稚園とか保育園、あるいは、小学校の低学年には、ちょっと歌の内容が難しいと

というような声も聞いていますので、幼児向けのイメージソングの開発も進めていきたいと考えています。

続きまして、17ページをお願いします。人権啓発ラジオ番組、FM放送の「Voice To You」という番組です。これは若年層をターゲットにしまして、FM京都において放送していますが、若い層に人気の音楽アーティストが、人権にかかわるテーマについて、そのアーティストの音楽とともに、みずからの体験とか思いをラジオのリスナーに語りかけるというものです。リスナーの反応は、たくさんの人に支えられていることに気づいたとか、元気をもらったとか、好意的な反応、意見が多数寄せられているところです。毎週木曜日にやっていますが、28年度につきましても、同様に実施したいと考えています。

続きまして、その下の18ページ、人権啓発ラジオ番組、AM放送、KBS京都の「ほっかほか人権情報」です。これはKBSの「笑福亭こうへいのほっかほかラジオ」というラジオ番組で、人権週間の12月に放送しています。人権問題に取組NPO法人の代表者の方などに出演いただきまして、NPO法人の子供の人権、あるいは、高齢者、外国人、女性、障害者の人権など、多彩な分野から取り上げておりまして、人権を身近な問題として考えるきっかけとにらんでいるというふうに考えています。

続きまして、19ページ、新聞意見広告です。これは5月の憲法週間と8月の人権強調月間、それから、12月の人権週間に、新聞紙面を買い上げまして、意見広告を出すというものです。26年度はそういうふうなのを記載していますが、5月は子供の虐待防止、8月は「世界人権宣言65周年京都アピール」の紹介。12月は人権に関する活動を行う団体や研究機関の紹介という広告を出しています。

続きまして、20ページ、地域情報誌の広告です。26年度につきましては、大学生が身近に手にするフリーペーパーであります「ガクシン（京都学生新聞）」、発行部数64,000部のペーパーに、同世代の府内の大学生の人権啓発の取組について紹介する記事を掲載しました。28年度につきましては、「ガクシン」がペーパーの媒体からネットの媒体に27年度から変わりましたので、28年度は家族世帯に49万部の配布実績を持ちます「リビング京都」で、記事を掲載したいと考えています。

次のページ、21ページ、新聞意見広告「人権口コミ情報」につきましては、12月4日から10日の人権週間に、京都新聞におきまして、身近な出来事や、社会的に関心の高い話題を取り上げた記事を掲載しまして、その後、記事をまとめた啓発冊子であります「人権口コミ講座」という小冊子を作成しまして、いろいろな機会に配布するという事業です。28年度も引き続き、世界人権問題研究センターの研究員の方の協力を得て実施したいと考えています。

続きまして、22ページ、街頭啓発です。8月と12月に京都市内や振興局管内で啓発物品を配布しまして、人権啓発を行っています。京都駅前では、街頭啓発に合わせた人権啓発のイメージソングの合唱とか、あるいは、「広め隊」の自主的な取組として、「ハートフルコンサート」などを実施しています。

続きまして、23ページ、人権啓発地域活動事業です。これも8月と12月に、広域振興局が調査などにおいて、人権啓発の標語看板つきのプランター花壇を設置したり、あるいは、作業所等で製作された地元の産品を活用した啓発物品を作成するなどの取組です。

次に、24ページ、人権啓発に関するホームページです。京都府ホームページにおいて、事業計画の告知とか、さまざまな取組の実施状況の紹介をしています。28年度は新たに、一般府民の方が活用しやすいように、人権啓発のイベントとかの情報はもちろんですが、研修資料をライ

ブラリー的に掲載するとか、地域・企業で活用できる人権研修の支援情報とか、相談窓口の情報とか、人権啓発に関する情報を一元的に掲載するサイト「京都人権情報ポータル（仮称）」、そういうものをつくっていきたいということを考えています。

続きまして、25 ページです。表に記載していますように、26 年度もさまざまな啓発物品を作成しています。この中で、例えば、「人権ぬり絵」というのは、幼児向けの数少ない啓発資料としまして、イベントなどで活用されていますけども、26 年度が一番下にもありますように、16 年度に作成してからもう 10 年以上たっていますので、芸術系の大学等と改めて連携しまして、リニューアルをしたいというふうに考えています。

続きまして、27、28 ページにあります人権啓発活動再委託事業、また、28 ページの人権問題啓発補助事業につきましては、市町村が行う人権啓発のための講演会とか、あるいは、研修会とか、啓発資料作成、新聞広告などに対して行います財政支援です。

続きまして、29 ページ、地域交流活性化支援事業につきましては、隣保館とか、児童館、あるいは、教育集会所などで行われます地域住民の交流事業などに対する市町村への助成支援ということで実施しています。

それから、30 ページ、京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業です。これにつきましては、京都地方法務局や、京都府人権擁護委員連合会などと連携して、8 月の J リーグのサンガの試合の際に啓発をしたりですとか、年間を通して活動をしているものです。

最後に、31 ページ、京都人権啓発行政連絡協議会事業としましては、人権啓発に取り組む京都地方法務局や、京都労働局などの国の機関とか、あるいは、京都市と一緒にしまして、府内の企業向けに人権研修を実施するものです。研修の内容については、お手元の資料の通りです。

人権啓発推進室の事業につきましては、以上です。

続きまして、知事直轄組織のほうから説明をしていただきます。

## ○事務局

知事直轄組織から説明します。

資料 2 の 1 ページをごらんください。広報課の事業としましては、大きく 3 つに分かれています。府政記者クラブ記者室を窓口としていますので、そちらに対する、マスメディア関係に対する働きかけ。そして、もう 1 つは広報誌、毎月発行しています「きょうと府民だより」での啓発。そして、3 つ目は、テレビ、ラジオといった電波媒体を通じた広報啓発。大きく分けて、3 つ実施しています。

まず、1 つ目の 1 ページのマスメディア関係に対する働きかけですが、特に何かペーパー等で啓発をしているということではないのですけれども、個別の記者会見等がございましたら、そちらの冒頭に、注意喚起を行っています。

続きまして、2 ページ、広報誌「きょうと府民だより」です。8 月は人権強調月間、12 月の人権週間の特集を組ませていただいています。26 年度につきましては、8 月は戸籍謄本などの不正取得と賃貸住宅の仲介の差別に対する啓発を行いました。12 月は、先ほど、人権啓発推進室からの話もありましたように、「京都ヒューマンフェスタ 2014」は事後広報として、実際にされた内容を紙面で紹介しています。そのほかの月につきましては、先ほど、人権啓発推進室が説明されました「人権口コミ情報」に掲載された内容を、時期に合わせて、もう一度見直していただきまして、広報誌に掲載をしています。

続きまして、3、4ページは、テレビです。テレビもラジオも大きく分けて、通常の番組枠で放送する分と、スポットという形で集中的に放送する分とがあります。

まず、テレビについてなんですけれども、3ページの「みんなの京都ふらりー」。こちらのほうは、通常の番組で、その中で特にイベントなどを紹介しています。4ページにありますテレビスポットにつきましては、それぞれ先ほども委員からお話がありました、〇〇週間にできるだけ合わせて、その週間でのトピックの啓発を行っています。

5ページ以降がラジオです。ラジオも、同様の形態で行っています。5ページにありますラジオは、KBSのラジオ番組「きょうとほっと情報」です。こちらのほうも、できるだけその週間に合わせたイベントの内容を紹介しています。6ページにあります「Kyoto Prefecture Pubulic Line」、これはFMなんですけれども、こちらも、8月の人権強調月間に合わせて広報をしています。続きまして、7ページ、FMで「Kyoto Prefecture Eyes」、こちらは京都府の職員が出向きまして、5分間、その取組の内容についてお話をしています。続きまして、8ページがラジオのスポット、そして、9ページも同じくラジオのスポットです。それぞれ、KBS、AMとFMについてラジオのスポット放送を通して、人権強調月間や、人権週間の啓発をしています。

以上です。

## ○事務局

総務部です。

10ページをごらんください。総務部におきましては、府庁で使用する物品等の発注業務を所管しています。そこで、府の公用の封筒の封をする部分に、人権啓発標語の「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を印刷して、全府庁で使用をしています。26年度は、年間を通しまして、65万7080枚の封筒に印刷をして使用をしています。28年度につきましても、同様に取組を引き続いて行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

## ○事務局

続きまして、政策企画部から説明します。

資料11ページです。事業としましては一つ、「公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成」でして、先ほどからも少しお話が出ておりましたが、同センターとの連携ということについて、担当としても、こういう形でしっかり支援しているところでした、座長におかれましては、同センター所長にもなっていていただいているところです。

同センターは、国際的な人権保障体制ですとか、同和問題、あるいは定住外国人の人権問題など、5つの研究部門を設けておりまして、専任、嘱託を含め、約90名の研究員を擁しています専門的な研究機関です。そういった観点から、京都府ではセンターの研究活動の充実を図って、かつ府民、その結果が府民に広く還元されるよう助成を行っておりまして、成果としては、例えばそこに書いていますけれども、センター独自の事業として、人権講座というものを開催し、これは26年度ですが、12回開催して、905名の方に受講いただくなど、このほか高等学校への出前講座とかに取り組んでいただいているところです。

来年度、28年度につきましても、引き続きしっかりと京都市さんとともに、支援をしていきたいと考えているところです。

以上です。

## ○事務局

文化スポーツ部です。

資料の32ページをごらんください。まず、「京の府民大学」開設事業についてですが、これは府内の生涯学習の振興を図るということで、京都府、市町村、それから民間の団体等が実施される生涯学習の各種の講座の開催情報を、情報提供をしております。そのうち、26年度は人権に関する講座を11講座ご案内をしまして、1,577人の方に受講していただいています。28年度も、引き続き各種の講座の開催情報を、情報提供をさせていただきたいというふうに思っています。

続きまして、33ページをお願いします。文化スポーツ部では、私立学校を所管していますので、毎年度、私立の幼稚園、小中高校、専修・各種学校の、教員の方向けの研修資料を冊子で作成、配布しています。毎年テーマを決めて、情報提供を行っております。教職員の方の研修の参考となる事例ですとか、最近の動向や法令などの情報を冊子にまとめて配布しています。

26年度につきましては、人権に関する条約や法令等の関係を主に、中心に取りまとめまして冊子にしています。

28年度につきましても、引き続き各学校で研修に利用いただける事例ですとか、情報をまとめまして冊子としてお配りすることとしています。

以上です。

## ○事務局

健康福祉部です。

資料のほうは、35ページをお願いします。委員の皆様のお手元に京都府自殺対策推進計画を配布してはいますが、こちらの策定の背景ともあわせまして説明します。まず、京都府内の自殺者数の現状についてご説明します。

平成10年に、前の年から急増して、600人を超え、それ以来、ずうっと深刻な状態が継続しておりましたけれども、近年、さまざまな取組の成果もあり、平成26年、直近では、京都府内の自殺者数は471名ということになっています。しかし、依然として多くの方が、みずから命を絶っているという厳しい状況があります。こういったことから、今後、中長期的な自殺対策に取り組む必要があると考えまして、京都府におきましては、平成27年の3月に、都道府県で初めてとなります、京都府自殺対策に関する条例を制定しました。この条例に基づきまして、今回、皆様にお配りしました京都府自殺対策推進計画を平成27年12月に策定しました。計画期間は、28年度から32年度の5年間となります。

まず、今回の「自殺対策総合推進事業」、35ページの事業について、26年度の実施状況をご説明します。26年度としましては、4つの大きな施策を実施しまして、1つは地域課題に対応した事業の展開ということで、ハイリスク者対策、自殺未遂者対策等を実施しています。そういった未遂者のための居場所づくりや、それから小中高生を対象としました、自殺予防教育、グリーフケアの推進等を実施しました。

2つ目、自殺ストップセンターの支援の機能強化です。相談ダイヤルの回線の増設や相談員の増員、そしてチームによる伴走支援を実施しました。

3つ目、きめ細やかな寄り添い支援を担う人づくりということで、ゲートキーパーの養成ということをやっています。24年から26年の3年間で1万人という数値目標を立てまして、3年間で1万6077名と、ゲートキーパーの養成を累計で達成したところです。

それから4つ目としまして、府内の各相談機関ネットワーク、行政機関等によります、「京のいのち支え隊」による支援ということで、自殺は多岐にわたる複合的な要因がありますので、こころの健康相談、それから法律や労働との専門家による多分野の相談会を府内で実施しました。以上が、26年度の実績です。

次に、36ページの28年度の計画です。先ほどの自殺対策に関する条例のほうに、「京都いのちの日」ということで、3月1日を毎年いのちの日と定めております。3月は国の自殺総合対策大綱で自殺対策強化月間と位置づけられていますが、その初日である1日をいのちの日ということで、それにちなんで、来年3月にいのちの日のシンポジウムを開催する予定です。それから、あと小中高校生までを対象にした自殺予防教育の実施や、大学コンソーシアム京都における自殺対策に関する連続講座の開講、大学との連携による、教員や学生へも対象を広げましたゲートキーパーの養成などを実施していきたいと考えています。大学生等も対象に実施していきたいと考えていますのは、やはり日本全体の話として、若年層、15歳から39歳の死因の第1位が自殺となっており若年者の自殺は深刻な課題となっております。とりわけ、京都府は学生の町ということで人口10万人当たりの学生数が日本でトップとなっていることもありますので、こうしたことも踏まえて若年者対策にも力を入れて取り組みたいと考えています。

以上です。

## ○事務局

商工労働観光部です。

資料37ページをお開きください。商工労働観光部としましては、3つの事業を実施しています。1つ目は、公正な採用選考の推進。2つ目が、府営工業団地で実施されるうちの人権研修についての補助。3つ目が、中小企業の労働相談です。

まず、1つ目は37ページですが、公正な採用選考の取組についてです。公正な採用選考システムを確立するために、企業が行います採用選考の側面から広く啓発を実施しているところです。先ほど、期間を区切ってという話がありましたけれども、毎年6月10日から19日を公正採用選考推進旬間としておりまして、ここに合わせて啓発を行っているところです。京都府と労働局、ハローワークの連名のポスター、また新聞の意見広告とか、テレビスポット等によりまして周知啓発を実施しているところです。28年度につきましても、同様に取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、38ページ下の段です。府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業です。府が造成しました福知山市の長田野工業団地、それから綾部市の綾部工業団地に立地する企業で、それぞれ社団法人を構成しています。この2つの社団法人が、立地企業に行います企業研修会などの人権啓発の事業に取り組まれているところに、府が補助しているという事業です。

続きまして、最後ですが39ページ、中小企業労働相談です。解雇、賃金、労働条件など、さまざまな労働問題に関する労使双方からの相談に、専門の相談員が応じるものです。電話相談と直接来所による相談の両方を受け付けておりまして、場所は京都テルサにあります中小企業労働相談所です。相談の件数ですが、平成19年ごろは約800件ぐらいだったんですが、リーマンショックがあった20年度に1300件になりまして、27年度は今のところは、2400件を

超える件数になろうという見通しです。相談の内容ですけれども、賃上げとか、退職金など、労働条件に関する相談が多く、6割ぐらいを占めています。景気が回復していると言われまして、有効求人倍率とか、雇用情勢もよい状況ではありますが、労働者の今の環境というのは、なかなか改善していないという部分もあるのかなというのが、労働相談の結果からうかがえるところです。また、弁護士や社会保険労務士、産業カウンセラーの専門家による相談も、定期的に行っているところです。

以上です。

## ○事務局

続きまして、農林水産部の所管事業の説明をします。

資料の41ページをご覧ください。農林水産部が所管しています事業としては、農林漁業関係団体役職員の人間啓発研修の補助を行っています。内容としては、農林漁業関係団体であります京都府の農業協同組合中央会、京都府の漁業協同組合、京都府の森林組合連合会の3つの団体を実施します研修事業、講演会であるとか、あと啓発資料の作成であるとか、配布に対して補助を行っているものです。

27年度につきましても、同様の補助を行っておりまして、28年度につきましても、資料の42ページですけれども、同様に補助を実施する予定にしています。

以上です。

## ○事務局

続きまして、教育委員会所管事業について説明します。

資料の43ページ上段をごらんください。まず、「教職員人権研修ハンドブック」の作成についてですが、教職員の大量退職・大量採用の時代に、いじめ防止や体罰の根絶を含めた人権教育を推進するに当たりまして、最も基盤となります教職員一人一人の、人権意識の一層の高揚を図るために、教職員の自己研鑽や校内研修で活用できる、研修教材や研修方法を取りまとめた「教職員人権研修ハンドブック」を作成し、府内の公立小・中・府立学校の全教職員、及び市町（組合）教育委員会等に配布しました。各学校では、今年度の校内の人権研修等で、積極的に活用されていると聞いているところです。

続きまして、下段の人権学習資料集の作成についてです。平成17年度から19年度にかけて、普遍的な視点と個別的な視点の両面から、小学校での人権学習に活用できる「人権学習指導資料（小学校編）」を作成し、現在、その資料を活用して学校では取り組んでいるところです。しかしながら作成後約10年が経過して、その間、子どもの人権をめぐる状況が多様化、または複雑化して、子どもの貧困対策等の新たな人権上の課題が顕在化してきていることなどを受けまして、現行の資料集とあわせて活用することで、より一層の人権学習の充実を図るということを目的に、「人権学習資料集（新版）（小学校編）」を作成することといたしています。配布先の予定は、府内の公立小学校の全教職員、あわせて中学校、府立学校、市町（組合）教育委員会に配布することとしています。

次に、44ページ上段をごらんください。人権教育進路保障資料の作成についてです。この資料は、経済的な理由で児童生徒が希望進路を断念することのないように、国、府、市町村等が実施をしています、各種援護制度を取りまとめた資料となっています。府内の各小・中・府立学校を始め、市町村、保健所、隣保館にも配布をして、活用いただいているところです。なお、下段

にもありますように、平成28年度も同様の人権教育進路保障資料を作成する予定といたしています。

次に、45ページをごらんください。人権教育研究指定事業についてですが、この事業は文部科学省の事業で、大きく、研究指定校事業と総合推進地域事業の2種類があります。

まず、研究指定校事業では、人権教育を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の改善、充実を図る事業です。平成26年度、27年度は府立木津高等学校で取り組みました。各教科での人権にかかわる学習と人権学習等を連携させて、子どもたちの人権意識の高揚を図る研究や、「学び直しの学習」の効果的な方法を研究して、基礎学力の充実を図る取組、また教職員自身の人権意識の高揚を図るため、校内での学習会や研修会を実施しました。生徒はもちろんですが、教職員の人権に対する意識の高揚が図られたものと考えています。

次に、46ページをごらんください。平成28年度につきましては、府立城陽支援学校におきまして、「自立と社会参加に向けてお互いを認めあい、高めあう児童生徒の育成」を研究主題として取り組むことといたしています。

次に、47ページをごらんください。総合推進地域事業についてですが、この事業は学校、家庭、地域、社会が一体となって、人権教育の総合的な取組の推進・充実を図る事業です。平成24年度、25年度、26年度の3年間は、京丹後市の大宮中学校区内において「自他を尊重し、自ら学ぶ意欲を育てる教育をめざして」を研究主題として、取り組みを行いました。小・中学校での基礎学力の向上の取組、各校の人権学習や人権に関する取組を交流する「人権意見交流会」の実施、また家庭や地域に向け各校の取組を紹介する「人権教育だより」の発行、「人権のつどい」の実施による地域との交流など、学校、家庭、地域を上げて、人権教育の取組が進められました。

48ページになりますが、平成28年度は27年度に引き続きまして、福知山市立桃映中学校校区で、「児童生徒の夢が芽生え、育つ教育を目差して～人権尊重の精神に根差した文化の再生と創造～」を研究主題として取組が進められています。

最後に、49ページをごらんください。学習教材・啓発資料整備にかかる事業です。学校、地域社会、職場等で活用いただけるよう人権についての学習教材・啓発資料を整備するものです。視聴覚教材としては、平成26年度で16ミリフィルムが22本、ビデオ・DVDが1031本を保有して、貸し出しを行いました。貸し出しは26年度、ビデオ・DVDが延べ106本、約3800人の方に視聴をいただいています。この事業につきましては、50ページにもありますように、平成28年も継続を予定しているところです。

教育委員会の事業の説明は以上です。よろしく申し上げます。

## ○座長

ありがとうございました。

随分、多くの分野にわたったので、把握するだけでも大変なんですけれども、委員のほうからご質問、コメントがありましたらお願いしたいと思います。

## ○委員

さっきの続きなんですけれども、24ページ、届かない方々に対しての何らかの啓発ということで、こういうことを始めるんだというふうに思ったんですが、これは人権啓発推進室として、

この京都人権情報ポータルというサイトを設置して、その後、ずっと管理をしていくという構想なんですか。そうすると、例えば京都府教育委員会のほうでは、後ろのほうに説明があるように、かなりビデオを持っておられて、知事部局のほうでもいろいろ啓発のビデオを持っておられたりするんですけども、一時期、一元化の方向で府教委の人も動いてくれたりしたんですが、せっかくポータルサイトを作るならば、もうそれ専門ぐらいの気持ちで動けるような人がいて、かなり京都府の全体の状況が見えるようにしていただけたらなというふうに思っているの、どのぐらいのイメージでやるのかということをお教えしてほしいというのが、もうちょっと詳しく説明してほしいというのが一点。

もう一つは、京都府の広報のほうでは、ラジオ番組とか、テレビ番組とかっていうことが、いろいろお話あったんですけども、著作権の関係で、せっかくしゃべっていただいたり、音楽が流れたりするのは、全部、放映したほうに著作権が行ってしまっていて、後からその録音したものをいただくということができないのかどうかということですね。せっかく、アーティストと呼ばれている歌手の人たちが、何らかの形で自分のことに引っかけて、5分番組であっても言ってくれていると思うんですけども、ライブとしてしゃべっていただくってすごく大事だと思うんですね。だから、ライブで講演とかもあるし、ラジオ番組とかもあると思うんですけども、何か、その総集編みたいなものがポータルサイトに載れば、何となく暇なときにぼんやり聞くみたいな形で使ってもらったらなと。せっかく、いっぱいお金をかけていろいろなことをやっているんだけど、1回限りになってしまっているものが結構多いかな、みたいな印象を受けたので、ちょっとそこら辺をお聞かせください。

## ○事務局

はい。ポータルサイトについては、新年度が始まってから内容を検討して、どういうコンテンツをしていこうかというのは、検討していきたいと思っています。DVDのライブラリについて、教育委員会にたくさんあるということがありましたので、その辺は教育委員会とよく十分調整をしながら、府民の方々に貸し出しがうまくできるように、取り組んでいきたいと思っています。

イメージソングの広め隊の活動というのも、ホームページに掲載しています。著作権という話もありましたけれども、うちのほうも、イメージソング1曲幾らみたいなことがあるみたいなんですけども、その辺をうまく調整しながら、ポータルサイトをいろんな方に見ていただけるように検討、研究を進めて、できれば早く、できることから進めていきたいなと思っています。また、先ほど、委員からありましたインターネットの関係ですが、インターネットも使い方によっては、被害者にもなるし、加害者にもなるという、そういう青少年に向けた啓発番組等も、できたらそういうところに載せるなり、いろんな工夫をしていきたいなと検討をしています。

また、委員からありました、広報番組とかをいろいろなところで活用してというような話ですけども、例えばKBS京都の30秒のテレビスポットというのを昨年12月に放映しました。広報課や国際部と協力をしまして、多文化共生というテーマで27年度には作っていますし、毎年度、例えば26年度でしたら、インターネットと人権というのを作っています。22年度には、公正採用選考というのを作りました。12月に一旦そのKBSの放送は終わるんですけども、それをユーチューブで流したりとかですね。あるいは、最近でしたら、地下鉄四条駅の改札を出たところに、デジタルサイネージという大きなビジョンがあるんですけども、そこで今、今週末までやっているんですけども、そのKBSで流しました27年度作成の多文化共生という、ヘイトスピーチのことをちょっと述べたりするんですけども、それを放映したりとか。あるいは、

その22年度に作成しました公正採用選考のビデオを流したりとか、ということではいろいろ過去に使ったものをユーチューブで配信したりとか、デジタルサイネージで流したりとかということでは、いろいろ活用をしているところです。

#### ○座長

ありがとうございます。委員、そういうことです。

#### ○委員

テレビと違って、ユーチューブで流しているということならば、双方向ですよ。そこら辺の反応みたいなものは、押さえておられるんですか。要するに、いいねマークがつくとか、つぶやきがつくとか、いろいろありますよね。

#### ○事務局

再生回数ぐらいしか、まだ見ていないですね。

ユーチューブといいましても、京都府のネットTVというところから出しているんですけども、再生回数のみまでしかできていません。これから、広報課でもフェイスブックとか、ツイッターとかをしていますので、そちらのほうでも、またご紹介のほうはさせていただくとは思いますが、ただその反応というのは、まだちょっとそこまでは解析はできていない状況です。

#### ○委員

関連するところで、ポータルサイトでしょうか、何か、ウェブ媒体のところで、結構、私も仕事で携わるんですけども。30秒とか、それ以上の映像というのは、興味のある方はそのまま引き続き見られるということらしいんですけども、15秒を超えるとイラつくという方が、98パーセントを超えてくるというようなデータも出ていまして。ほんとに、例えばポータルサイトの横にバナーで、ちょっとキャッチが載っていて、ポツッと押して15秒だったら見てみようかと。続きはこちらですというような誘導をかけたたりですとか、そういった何かアプローチが必要なのかなというふうに感じましたので、今後、何か流される場合は、一つの入り口として、そういったものを興味がない方に、というようなものは、取り入れていただきたいなと思います。以上です。

#### ○座長

お答え、もしありましたら。

#### ○事務局

ポータルサイトですね、委員の皆さんからご意見をいただいていますけれども、大体、我々が目指しているというか、思いを持っているところと委員の言われることと、大体同じようなイメージを持っていると思っています。ただ、ちょっとまだポータルサイトについては、いろいろな点から、できるだけ使いやすいように、双方向で発信していきやすいようにとは思っているんですけども。確かに、インターネットというのはいろんな要素がございまして、一篇に大きくスタートするのではなくて、少しずつ充実をさせていくというような方向で考えていきたいと思っています。それから、今、指摘いただいた15秒しか関心を持たないというようなことですが、

そのとおりでして、デジタルサイネージの単位は15秒になっているんです。映像がたまたま30秒だったので、2つ枠を確保をしてやっているんですけども、そういったきめ細かい工夫。やっぱり今まで考えてみたら、インターネットのことを伝えるのに、紙で作っていてもあんまり意味がないんですよね。ですから、インターネットを見る人にとっては、やっぱりインターネットのところに訴えかけていけないといけない。そういったことも含めて、さまざまな工夫をしながら、取り組んでいきたいというふうに思っています。

#### ○座長

ありがとうございます。ほかにないですか。

#### ○委員

自殺対策推進計画のほうで、労働相談に関することなどは、ここにかなり詳細に書いてあるんですけど、ワンストップ相談支援センターの「京都SARA」のことについては、計画の中に入っていないように思うんですけど、どこに書いてあるのでしょうか。

#### ○事務局

今回の資料2のほうにはありませんけれども、参考資料で配布しています、28年度事業実施計画の66ページのほうにこの「京都SARA」の事業について記載をしています。この事業の説明につきましては、28年度も懇話会が何回かあると思いますけれども、その中で説明をさせていただくことになると思います。

#### ○委員

分かりました。

#### ○座長

ほかにもありましたら、ご遠慮なく。

#### ○委員

私のほうからは、自殺対策と関連をした質問といいますか、問題意識も含めてお話をさせていただきたいんですけども。私自身も基本的には、どれだけ職場や学校現場の社会で、一人一人の尊厳と人権が尊重されている実感を得ているのかというところが、やっぱり一番大きいと思うんですね。大なり小なり、いろんな条件のもとで自己が否定されている、存在感を感じられないという疎外感、そういう社会全体の問題が一番大きいと思いますし、そのことが、結局、最悪自殺につながっていくというふうにも捉えているところです。この、自殺対策推進計画の中で、4ページのところにも、「大学教員・学生等へのゲートキーパー研修による相談・支援体制強化」と書いてあるんですが、例えば、行政として府内の事業所と連携をして、各職域においてもゲートキーパーをふやしていくとかという、具体的な取組というのがされているのか、それを一つお聞きしたいのと、もしなければ、今後の具体的な計画の中に盛り込んでいける余地があるのかどうかという質問です。と言いますのも、私も現役ではありますが、ほんとに自殺がふえているんです。働く現場でも自殺がふえています。その前に、職場で精神疾患に罹患をして、休職に追い込まれて、職場での人間関係も疎遠になり、どんどん、どんどん、追い込まれていくという人を

何人も見てきていますので、精神疾患を発症する前に、やっぱりゲートキーパーも含めてサポートできるような体制づくりをという、そういう観点から、少し思いを持っていますので聞かせていただければと思います。

#### ○座長

ありがとうございます。関連について。

#### ○事務局

健康福祉部です。今、委員が言われた、職域、企業等との連携の話です。確かに、計画のほうはしっかりとオール京都でということで、先ほどの大学生なり、学校もそうなんですけれども、企業さんとも連携をしてやっていくということは、しっかり書かせていただいています。今、具体的に例えば27年とか26年度で、ですね、そういったことができているのかというご質問だったと思うんですが、ちょっと済みません、私のほうがちょっと手元にそういったものの実績等の資料がありませんでして。ただ、28年度の自殺総合対策の事業の中で、民間団体との人材交流会を開催していたりとかということもありますし、ゲートキーパーの養成につきましても、一般的に、例えばシンポジウムとかを受けてもらったり、簡単な一般向けであったり、あとステップアップの研修であるとか、そういったレベル別といったことも今考えていますので。ちょっと、今、委員の言われた、職域ができているかということに対して、ちょっと今、お手元になくて大変恐縮ではありますが、また調べて、事務局を通じてでもお返しさせていただければと思います。

#### ○座長

かなり具体的、かつ、緊急を要するご質問だったと思うんですが。

#### ○委員

質問ではない言い方になるんですが、要するに、今、委員が言われたように、自殺者がふえるということは、結局、そこに行くまでの疾病者がふえていく。職場であればそういう方がふえていくと、雇用の関係の問題があって、休職期間の問題がある。かといって、その人たちをずうっと雇用し続けるということは、特に民間では、もちろん公共的なほうでも難しいと思います。委員が言われた、社会とのかかわりを失わないような、退職を余儀なくされる状況とか、そういう方々に向けての受け皿というところとかというものがあると違ってくるわけですね。復職支援に行くまでのところを、要するに復職支援に入れる人はいいいけれども、そうじゃないところの、もう少しちょっと広げた枠みみたいな受け皿が作れば。そしたら結局、ゲートキーパーが何人もいないとキープできないわけですね。それは、やっぱり雇用者とそれから職員との、そのウインウインな関係に持っていくにはどうしたらいいか、それが結局、世の中がうまく回っていくことであって、それで人権が維持されるということ、今、委員が言っておられたんじゃないかと思うんですけど、それでよろしいんですかね。

#### ○委員

ありがとうございます。

#### ○委員

そしたら、単に人権の問題だけということじゃなくて、包括的な発想で動いていただけると、よどみなく物事が進んでいくんじゃないかなと感じた次第です。そういう受け皿もご検討を願えないかなと。研修は確かに大事なんですけど、

先ほどから私、すいません。強調月間、たくさんありましたね。知らなくて申しわけなかったです。そういう、実質的なことで設ける形を、何か、立案、進行していただけると、この委員会に入ってよかったなと思うような気がするんです。お願いします。

### ○座長

ありがとうございます。関連部局で、もし何がしか答えられるようでしたら、お願いします。

私、滋賀県の人権懇話会の座長もやっているんですけども、民間は問題があったらすぐそれに対応するんですけども、お役所の場合はやっぱり慎重で、一段も、二段もおいてから、考えられると。それでいい問題と、それではもう遅い問題と、委員の言われるのは、そういうことだろうと思うんですけども。行政指導もそれは難しいことは難しいけれども、だんだん周りから疎外されて自殺に追い込まれていくというか、そういう状況をなるべく減らすために、行政として可能な対応というのはないのかと。

### ○事務局

今、委員の言われた話の関連で、一つのほんとの小さな取組かもしれませんが、例えば、受け皿という形で、常設という形だと大変難しいかなと思うんですが、例えば先ほど紹介しました、心の相談という形で、こころの悩みだけじゃなくて、かかえる多重債務の問題であるとか、健康の問題であるとか、いろんな複合的な原因があると思います。そういったところに、弁護士の先生とか、臨床心理士さんとか、自死遺族団体の方ともご協力をいただきまして、先ほど紹介しました、「京のいのち支え隊」というのがありますけれども、そういった方たちと一緒に、府内の複数の箇所で開催相談会を催したり、あと、例えば、最近、臨床宗教師というお坊さんがおられるんですけども、お坊さんを英語で「モンク」というんですが、「モンクカフェ」という形で、気軽に集まっただきやすいようなところで、心の悩みを抱えておられる方が集まって、孤立感といったことを皆さんでお話をしてもらおうとか、そういったモンクであるとか、おでんカフェというような名称の居場所づくりであるとか。例えば、このようなことも受け皿づくりの一つとして、取り組んでいるところです。

### ○委員

自殺の問題に関しましては、最終的には精神的な問題になるんだろうと思うんですが、それに至る前の段階で、結構、弁護士とかが関われば、経済的な問題等はかなり解決できることがありますので、そういった専門家相談等を、もう少し拡充していただけるとありがたいかなと思います。意外と電話の相談とかで、かなり解決できたりしますので、そういうのも対応できる体制はもうできているかなと思いますので。

### ○座長

ありがとうございます。何か、対応できるような事案でもありましたら、府のほうからお願いしたいと思います。

## ○事務局

人権に限らず、一般的に相談という場合、最初の段階で、相談者が整理をなかなかできてないというようなことがあるかと思います。それを整理した上で、それぞれ弁護士の方とか、いろんな専門のところに紹介したりとかということは、必要なことだと思いますし、この自殺問題も含めて、第2次推進計画でも、相談のネットワークということは非常に大切だというふうに思っていますので、その分、十分意識をして対応してまいりたいというふうに思います。

## ○委員

3月1日の「京都いのちの日」のシンポジウムに参加してですが、そのときに精神科医の香山リカさんがゲートキーパーのことだとか、青少年のほうに自殺が多くなっているという現況であったり、いろんなお話があつて。会場は満席で、こういうことに関心がある方というのは多いんだなということに驚きました。

それと、その内容の中に、ゲートキーパーというかたい言葉ではあるけれど、日々、皆さんが接する人々がどんな生き方をしているか。豊かな生き方をしていれば、そのことをきっかけにふっと、意外と大きなきっかけじゃなくて、日々出会う人の中で、ふと生きる力になる場合もあるというようなお話があつて、会場の方々も皆さん、納得しやすいような内容だったと思います。それで、「京都いのちの日」という、そのこと自体に、もっといろんなジャンルの中でそんな話がされていけばいいなと思って参加していたんです。

個人的な話になりますが、親類が自殺をしたということで、このあと、故郷へ帰ります。当たり前のように生きていた人が、突然、死んでしまったということを知ったときには、何ができるかというのをすごく思いました。政策、施策的なこともあるけれど、ここに届くには何かというのは、ほんとに必至に私が考えるときなんだなと思っています。それだけに日々の中で、それをどう作り上げていっているかというのは、かなり考えていけないことだと思っています。

## ○座長

ありがとうございました。広い教育のことは先ほど申し上げましたけれども、やっぱり、自分の身近にいる人、あるいは自分が影響というか、関係を持っている人との間の人間関係を、どれだけ充実したものにしていくか。それは人権そのものだと。私は、行政と人権は切っても切り離せないと考えていますけれども、そういうことでは行政もあんまり臆病にならずに、どんどんいろんな試みをされるほうがいいんじゃないかなと、お話を聞いていてそういう感じがします。そういう意味でのかかわり合いというのは、別に人権啓発推進室に任せておかなくても、ほかの部局でも、それぞれに関係がある問題を通してされるのが、広い意味での人権につながるわけですから。それぐらい、行政のほうも柔軟になっていただいて、いろんな機会を生かすことを考えていただけたら、自殺というのはその一つですけれども、我々の周りにいろんな意味で、追い込まれている。チャンネルはいろいろあるし。先ほども、弁護士相談の話もありましたけれども、追い込まれ方はいろんな形があるから、対応するほうもいろんな形で対応できるほうがより効果的ではないかと。そういう意味で、行政のやることは随分あるんじゃないかと、私なりに考えています。

はい、どうぞ。

## ○委員

ほんとに日々、日常だったと聞くんです。そこで、何ができるかも結構ありますけれど。ほんとに、誰でもその可能性があるんだぐらいの日常を、どう考えるかぐらいのかな、というのが私はすごい気になっているところです。

## ○座長

キリスト教が自殺を禁じているのと違って、仏教はもうちょっと、ある意味ではおおらかだし、荒っぽいというのもあると思うんですけれども、我々は通常、日本人の中に、自殺は絶対いけないことだという意識が余り強くないように思うんです。それだけに、先ほどもお話があったように、広い受け皿、あるいは、いろんなチャンネルを通した受け皿の可能性、それは行政としてどんどん指摘していただいている問題じゃないかと思っておりますけれども。

教育関係だけじゃなくて、もし具体的に何かありましたら、関係部局のほうからお願いしたいと思っております。

## ○事務局

毎日新聞を見ますと、子どもが自殺した等いろんな記事がたくさん出ています。それがいじめが原因なのか、対人関係なのか、いろんな複雑な要因、家庭状況もあると思っております。教育委員会としては、スクールカウンセラーを配置する等、色々な体制をとっています。相談等されれば、子どもたちには支援ができるんですけど、なかなか難しいのではないかなと思っておりますので、やはりそこは何か教育が子どもの変化に気づいてもらうようお願いしています。しかし京都府でも、やっぱり命を絶つという子もいますので、やはりどうにか家庭との連携、保護者も教員も何か子どもの変化に気づいてもらうような、今後とも体制づくりは指導していきたいと、そういうふうを考えています。いろんな新聞を見ても、まだまだ子どもたちが自殺しているのは事実ですので、できる限り努力していきたいと思っております。

## ○座長

一つには、カリキュラム等々で先生の仕事が忙しすぎて、昔のように生徒一人一人、場合によってはその保護者の問題まで関心が行くという機会そのものが、限られていますね。ですから、やっぱり先生をもうちょっと忙しくなくするようなことも、間接的には大事だろうとは思いますがけれども。

## ○委員

先生の辞職はどうですか。

## ○事務局

辞職はそれほどありませんが、こころの病になる教員というのはいます。

文部科学省でもよく言われますが、チーム学校ということで、1人の先生に負担がかからないように、教務主任と一緒にやったり、スクールカウンセラーや社会福祉士の専門家のまなび・生活アドバイザー等、いろんな形で専門家も入れることによって、チーム学校で教員の負担軽減もあわせて、子どもにきめ細かく見ていくような体制づくりを一生懸命努力しており、今後とも努力していきます。

○座長

自殺がゼロというのは、あり得ないとは思いますがけれども。やっぱり、予防も含めて、対策を広げていく以外にないですよ。

○事務局

常々、命の大切さは教えています。

○座長

だから、それが、言葉で教えても、実感として。

○事務局

テレビゲームや色々な物に影響を受けて、子どもたちには生き返るようなイメージがあるのかもしれない。

○座長

それはあると思います。

○事務局

色々なテレビ番組で、殺された人が次の番組ではまた出ていたりするので、そういう考え方もあるのではないかなと思います。

○委員

亡くなられることとなると、私たちもよくそういう話をします。お子さんたちはテレビで見て、ああいう死に方をするんだなど。それは子供だけじゃなくて、親もそう思っているわけです。昔のような、家で看取るということが全然ないわけなので、臨死体験というか、臨場感がないんですよ。具合が悪くなったといっても、「まだもつやん」とかね。そういうような発想を親御さんも持ってるし、子供も、こんな何でいろんなものがつながれていてって、おかしいなど。その場に来させることも親はしなくなっていますから、生死のことがわからないんです。何かそういうことをあまり体験させるのはよくないと思いますけれども、何か方法はないかなというのが、本当の実感です。子供たちはわからない。

○座長

そうですね。家庭のあり方も社会のいろんな変化に影響は受けますけども、これは世界人権宣言にもあり、国際人権規約にもありますけども、やっぱり家族というのは人間の非常に重要な最小の単位というか。ですから、府としても、家族を大事にしてくださいということは十分わかっておられるとは思いますが、先ほどもお話しになったように、意図的にそれを強調する、いろんな機会を捉えて、そういうものの大事さを伝えていくと、そういう必要がだんだん社会的には大きくなっているんじゃないかなとも思います。

ちょっと、もう切りがありませんので、この辺で。一旦、府のほうへマイクをお返しします。